

## 保健所における主な取組みについて

No	取組み項目	課名	H30年度 [概要、方向性、考え方等]	R元年度 [概要、方向性、考え方等]
1	骨髓移植の普及促進	保健医療課	<p><b>【目的】</b> 骨髓等の移植を必要とする白血病等の患者を1人でも多く救うため、骨髓移植について普及促進を図る。</p> <p><b>【主な取組内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・献血併行型ドナー登録会の拡大 (平成29年度: 11回 118人 平成30年度: 34回363人)</li> <li>・関西骨髓バンク推進協会が行うクラウドファンディングによる寄附金の募集について、市の広報紙及びホームページへ掲載</li> <li>・大阪府立大学の学生を対象とした勉強会での啓発の実施(5月、10月)</li> <li>・堺まつりでの骨髓移植啓発キャンペーンの実施(10月)</li> <li>・大阪府立大学学園祭での骨髓移植「語りべ」講演会と映画「迷宮カフェ」上映会の開催(11月)</li> <li>・大阪ガス(株)主催の社会貢献イベントでの啓発の実施(3月)</li> <li>・大阪府、大阪市と共に骨髓バンクドナー登録説明員の養成研修会を実施(3月)</li> </ul>	<p><b>【目的】</b> 骨髓等の移植を必要とする白血病等の患者を1人でも多く救うため、骨髓移植について普及促進を図る。</p> <p><b>【主な取組内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H29年11月に協定を締結したNPO法人関西骨髓バンク推進協会をはじめ、大阪府や日赤、企業、市民等と協働・連携を強化しながら取り組む。</li> <li>○骨髓移植の理解促進</li> <li>・主に若年層を対象とする効果的な啓発活動の実施</li> <li>○ドナー登録者増加のための取組み</li> <li>・献血併行型ドナー登録会の効果的実施</li> <li>○ドナーが骨髓等を提供しやすい環境の整備</li> <li>・関西骨髓バンク推進協会が実施するドナー支援事業への広報・周知等支援</li> </ul>
2	アスベスト対策における市民の健康に関する取組み	保健医療課	<p><b>【目的】</b> 過去に石綿にばく露した可能性のある方に対し、健康被害への不安を和らげるとともに、健康状態を確認し、今後の健康管理に役立てる。また、石綿関連疾患を発症した方に対し、速やかな救済措置を行う。</p> <p><b>【主な取組内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○石綿(アスベスト)検診 <ul style="list-style-type: none"> <li>①検診の実施 市内3医療機関に委託して実施。 (受診者 H27:46人、H28:26人、H29:45人、H30:47人)</li> <li>②受診勧奨、制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アスベスト講演会」を開催(10月28日、参加者 104名)</li> <li>・講演会の開催案内及び検診内容を掲載したチラシを配布</li> <li>・広報紙(年4回掲載)、ホームページに掲載。</li> <li>・堺シティレポ放送(7月28日から8月3日)。</li> </ul> </li> <li>③受診者の健康管理の支援 「アスベスト健康手帳」を平成27・28年度受診者にも遡って配布</li> </ul> </li> <li>○石綿健康被害救済制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>①給付申請の受付</li> <li>②制度の周知 広報紙(H29:年1回→H30:年4回)、ホームページに掲載 ・堺シティレポ放送(11月24日から11月30日)。</li> </ul> </li> </ul>	<p>堺市アスベスト対策推進本部会議 啓発検討部会との連携のもと、市民団体や(独)環境再生保全機構など関係機関の協力を得ながら、検診制度の周知のほか、アスベスト健康被害についての正しい知識の普及啓発など、アスベストにかかる市民の健康に関する取組みについて更なる充実を図る。</p> <p><b>【取組予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○石綿(アスベスト)検診</li> <li>・令和元年5月～10月に実施</li> <li>○市民向け講演会 啓発検討部会と連携し、開催の予定</li> <li>○「アスベスト健康手帳」を令和元年度新規受診者に配布</li> <li>○石綿健康被害救済制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>①給付申請の受付</li> <li>②制度の周知(広報紙・ホームページ掲載、堺シティレポ放送)</li> </ul> </li> </ul>
3	結核の取組み	感染症対策課	<p><b>【結核ハイリスク者健診】</b></p> <p>目的:結核のハイリスクグループといわれる高齢者、高まん延地域からの入国者等に対し、健診を実施し、患者の早期発見・まん延防止に取組む。</p> <p>内容:胸部エックス線検査により、疾病を早期に発見する。</p> <p>対象:シルバー人材センター</p> <p>結果:130名受検 要経過観察者や要精密検査者に対し、受診結果を確認し、結核との診断は無し。</p> <p>根拠法:結核に関する特定感染症予防指針 結核対策特別促進事業</p>	<p><b>【結核対策】</b></p> <p>H30年 結核り患率 18.6 (H29年 16.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○患者管理…結核患者全員にDOTSを引き続き行い、実施率95%以上(国基準)を維持する。(H28年登録患者実績100%)</li> <li>○接触者健診…受診率の向上をめざし面接や電話での勧奨を継続し発病の早期発見とまん延を防止する。</li> <li>○ハイリスク者健診…シルバー人材センターを対象に、10/15～10/18に市内4か所で実施予定。 特に結核罹患率の高い80歳以上の高齢者に対する啓発を強化するとともに、本健診だけでなく、肺がん・結核検診の周知や定期健康診断など継続的な受検につなげる。</li> </ul>

## 保健所における主な取組みについて

No	取組み項目	課名	H30年度 [概要、方向性、考え方等]	R元年度 [概要、方向性、考え方等]
4	その他感染症の取組み	感染症対策課	<p><b>【肝炎フォローアップ事業】</b>        目的:肝炎ウイルス検査の結果、精密検査が必要な方に、相談や啓発を行い、早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。        内容:B型肝炎・C型肝炎ウイルスが陽性または感染している可能性が高いと判定された人に、受診状況等現況の確認と未受診者への受診勧奨を行う。        結果:合計47名        根拠法:肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針</p> <p><b>【感染症研修会】</b>        目的:医療関係者に対し、HIV/AIDSについて最新の情報提供を行う。        講師:中核拠点病院である、市立総合医療センターの専門医。        内容:HIV感染症診療の現状と患者受入を行った医療機関の報告。        対象:医療機関・各保健センター        結果:23名参加        (内訳 医師会会員17名、保健センター4名、その他2名)        課題:HIV/AIDS患者の支援をより身近に感じてもらえるよう継続して取組む。</p>	<p><b>【その他感染症】</b>        ○風しん対策事業として、既存の妊娠希望女性等への助成事業に加え、抗体価の少ない特定の年代の男性に対しての抗体検査を実施し、抗体価が低い方を予防接種につなげる。また、国の「令和2年度までに排除状態を達成する」方針により、1例発生からの積極的疫学調査対応を行う。</p> <p>○疫学調査班の研修開催や、検疫所や府で実施される訓練や研修会に参加し、平時から危機対応に備えてのスキルを身に付ける。        -市立総合医療センターと共に1類感染症患者移送訓練を実施。</p> <p>○夜間 HIV検査の際に梅毒検査を同時実施し受検機会を拡大する。</p> <p>○HIV/AIDSに対する理解を深めるために、中核拠点病院と連携し研修会を開催する。</p> <p>○肝炎フォローアップ事業の評価と、より効果的な実施内容を検討するとともに、国や府の制度の動向を注視し、変更があった場合には必要な対応を行う。</p>
5	予防接種事業	感染症対策課	<p><b>【麻しんの接種率の向上】</b>        国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」で定められている接種率目標(95%以上)を達成するため、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳、就学前と各健診等の案内時に案内チラシを送付し、年度当初には市内幼稚園・こども園を通じて個別通知を送付した。また、未接種者に対して、別途個別通知を送付した。        結果:麻しんの予防接種接種率96.5%</p> <p><b>【特別の理由による任意予防接種費用助成制度の創設】</b>        目的:定期接種の免疫が骨髄移植手術等によって失われた場合の再接種費用を助成することで、疾病的発生及びまん延を防止とともに、被接種者(保護者)の負担軽減を図る。        結果:申請者2名 支給額42,000円(平成30年度接種分)</p>	<p><b>【高齢者の肺炎球菌予防接種】</b>        国の定める対象者※について、経過措置が5年間延長(平成31～令和5年度まで)することから、継続して広報さかい、市ホームページ等で周知を行う。また、65歳以上の方を対象とする市独自助成を継続して行い、平成26～30年度の経過措置期間中に接種を逃してしまった方に対する早期の接種機会を設けるとともに、今年度新たに65歳となる方に対して個別通知を実施し、制度の周知を行う。        (※各年度に65.70.75.80.85.90.95.100歳の誕生日を迎える者及び令和元年のみ101歳以上の者)</p> <p><b>【麻しん及び乳幼児期の予防接種率の向上】</b>        ○国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」で定められている接種率目標(95%以上)を達成するため、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳、就学前と各健診等の案内時に案内チラシを配布し、年度当初には市内幼稚園・こども園を通じて個別通知を配布する。また、未接種者に対して、別途個別通知を送付する。        ○乳幼児期に受ける予防接種についても、麻しんと同様に周知を行い、95%以上の接種率を目指す。</p> <p><b>【風しん5期予防接種】</b>        これまで定期接種を受ける機会がなく、特に抗体保有率が低い世代を対象に予防接種を実施する。        (ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。)</p>

## 保健所における主な取組みについて

資料3

No.	取組み項目	課名	H30年度 [概要、方向性、考え方等]	R元年度 [概要、方向性、考え方等]
6	食品衛生法改正に伴う ・HACCP(ハサップ)による衛生管理の普及 ・営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設	食品衛生課	<p><b>【HACCPによる衛生管理の普及】</b>            目的:食品衛生法改正に伴い制度化される、HACCPに沿った衛生管理を事業者が導入する支援を行う。            内容:食品製造施設を対象にHACCP導入セミナーを実施。            セミナーでは、自社製品の衛生管理計画を作成。            対象:HACCP導入予定施設            件数:7施設            課題:事業者へのHACCPに関する知識の普及。HACCP導入支援のために、食品衛生監視員の更なる資質向上。</p> <p>※HACCP(ハサップ)とは            原材料から最終製品に至るすべての製造工程において、どのような危害発生の可能性があるかを分析し、危害発生を防止するために重要な工程を管理し、記録化する衛生管理の手法のこと。</p> <p><b>【営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設】</b>            目的:許可業種の見直し、届出業種の創設が、事業者に理解されやすいよう制度設計を行うとともに、広く周知する。            内容:現行の営業許可制度では、34業種が定められているが、現状の営業実態から乖離しているため対象業種が見直される。            営業許可申請にかかる施設基準も見直される。            また、これまで許可不要であった業種にも届出制度が創設される予定である。            対象:詳細は政省令で示されるため、見直される許可業種や、届出の対象となる業種は未定            課題:営業許可制度の見直しについては、大阪府条例で規定される施設基準の見直しが必要となるため、大阪府域での連携が必要。</p>	<p><b>【HACCPによる衛生管理の普及】</b>            食品衛生法改正に伴う政省令がまだ示されておらず、資料の配布等により、HACCPに関する知識の普及を図りつつ、国の動向を見守っているところである。今年度は、HACCPに基づく衛生管理が必要となる製造業(約50施設)を対象に施設に立ち入り、衛生管理計画の作成状況について確認し、必要な指導を行っていく。</p> <p><b>【営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設】</b>            見直し後の許可業種案には、漬物製造業、液卵製造業、水産食品製造業等が新設される予定である。これら施設の把握方法や周知方法について検討し、施設基準等の変更を含め、今後の予定等を広報さかい、堺市HP、業界団体等を通じて、広く周知していく。また、新たに届出が必要となる業種には、温度管理が必要な包装食品の販売業、直営の集団給食施設等があり、これらの食品事業者等への周知もあわせて行う予定である。</p>
7	カンピロバクター食中毒等の発生防止対策	食品衛生課	<p>目的:市民や事業者にカンピロバクター食中毒の原因等を正しく理解してもらい食中毒の発生を防ぐ。            内容:事業者への監視指導だけでなく、消費者向け講習会、啓発イベント、ホームページ等により食中毒の発生防止にむけた取組を行った。            対象:事業者・消費者            課題:カンピロバクター食中毒が多発している背景として、事業者、消費者ともに鶏肉の生食に対するリスクの認識が不十分であることが指摘されている。鶏肉に限らず食肉(牛・豚)を生食等することは、腸管出血性大腸菌のリスクもある。</p>	<p>厚生労働省の平成30年全国食中毒発生状況によると、最も発生件数が多かったのはアニサキス食中毒で、次いでカンピロバクター食中毒であった。</p> <p>しかし、大阪府域では73件の食中毒のうち、48件がカンピロバクター食中毒であり、依然として最も注意が必要な食中毒となっている。</p> <p>引き続き、事業者、消費者双方に向けた以下の取組みを行い、食中毒の発生防止の取組を継続的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○焼鳥、居酒屋等の事業者に対し、施設立入時にメニューを確認し、鶏肉の生食を提供することの危険性について指導とともに、食品衛生講習会を開催し、食品衛生知識の周知を図る。</li> <li>○消費者に対し、区民まつりにブースを出展し、パネルとクイズによる参加型の啓発イベントを行うとともに、カンピロバクターへの注意を呼びかけるうちわを用いて街頭キャンペーンを行う。また、若年層に対しては、市内8大学にチラシを配布し、鶏肉の生食が食習慣化しないよう呼びかけを行う。</li> </ul>

## 保健所における主な取組みについて

資料3

No	取組み項目	課名	H30年度 [概要、方向性、考え方等]	R元年度 [概要、方向性、考え方等]
8	適正飼育の普及啓発	動物指導センター	<p><b>【根拠法令】</b> 動物の愛護及び管理に関する法律</p> <p><b>【主な取組み内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼育講習会の実施</li> <li>・動物愛護週間における動物愛護フェア(啓発イベント)での啓発</li> <li>・譲渡時の啓発</li> <li>・多頭飼育などによる不適切な飼育への指導啓発</li> <li>・飼い猫の不妊(避妊・去勢)手術費用への助成</li> <li>・動物取扱業者に対する研修会の実施</li> </ul> <p><b>【課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多頭飼育する個人や動物取扱業者などによる不適切な飼育や管理不足を原因とする周囲環境の悪化</li> <li>・高齢者、独居者等による飼育放棄、飼育継続困難な状態</li> </ul>	<p>飼育動物への動物愛護の意識が高まる傾向がある一方、多頭飼育や飼育者の事情により、十分な管理ができない、また、様々な事情で飼育継続ができなくなってしまうケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多頭飼育者の把握と指導啓発</li> <li>・多頭飼育をする動物取扱業者(ブリーダー)への指導</li> <li>・高齢者、独居者等へのアプローチ方法の研究及び適正飼育などの啓発</li> </ul>
9	犬猫譲渡登録制度	動物指導センター	<p><b>【目的・内容】</b> 市で収容した犬猫及び譲渡を希望する飼い主が飼育する犬猫に新たな飼い主を探すため、犬猫の飼育希望する者と犬猫の譲渡を希望する者を登録する制度</p> <p><b>【課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の方、独居の方で飼育希望者がおられる。</li> <li>・幼齢若しくは若い犬猫の飼育希望を出される方が多い。</li> <li>・収容する犬は高齢化や健康に問題のある個体の割合の増加</li> </ul>	<p>昨年度、犬猫譲渡制度の一部改正により、高齢者等希望者に以下のようないいえんを加えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の方や独居の方が飼育希望の申請を行う際には、犬猫を譲り受けた後、飼育が困難になった際、代わりに飼育してもらえる人の同意を必要とする。</li> <li>・飼育希望者確保のための取組み</li> <li>・モデル的に土日に譲渡登録日を設定</li> <li>・当センター入口付近への譲渡猫の掲示</li> </ul>
10	地域猫活動啓発及び支援	動物指導センター	<p><b>【目的】</b> 地域住民と飼い主のいない猫との共生</p> <p><b>【内容】</b> 地域住民が主体となって、地域住民の理解と協力のもと、飼い主のいない猫に不妊手術を行い、地域のルールに基づいて餌や糞の管理などをすることにより、飼い主のいない猫の被害を減らし、トラブルをなくしていくための活動</p> <p><b>【予定実施数(予算)】</b> 150頭分(10グループ分) 1, 200, 000円 8, 000円×15頭/G×10団体</p>	<p>広報、ホームページ等各種機会を通じた啓発、特にTNR活動(※)をしている方や地域で野良猫に困っているとの相談時に啓発を行う。適宜講習会も行う。</p> <p>(※)TNR活動とは、Trap(捕獲)、Neuter(不妊去勢手術を施す)、Return(元のなわばりに戻す)の英語の頭文字をとった言葉で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていく目的で実施するもの。</p> <p><b>【予定実施数(予算)】</b> 180頭分(12グループ分) 1, 440, 000円 8, 000円×15頭/G×12団体</p>
11	適法な宿泊施設(民泊)の確保について	環境業務課	<p>現行の旅館業法に加え、住宅宿泊事業法が平成30年6月15日から施行された。旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、適切に対応・指導を行い、適法な宿泊施設を確保した。</p> <p><b>【平成30年度末時点】</b> 住宅宿泊事業届出件数:22件 旅館業施設数:88件</p>	<p>住宅宿泊事業法の施行から1年が経過した。旅館業法許可施設の定期的な調査に加え、今年度は住宅宿泊事業法に基づく届出施設を対象に適切に運営されているか、現場調査を行い、指導及び啓発を行うことで市民の安全安心の確保に努めていく。</p> <p><b>【令和元年6月末時点】</b> 住宅宿泊事業届出件数:27件 旅館業施設数:88件</p>

## 保健所における主な取組みについて

No	取組み項目	課名	H30年度 [概要、方向性、考え方等]	R元年度 [概要、方向性、考え方等]
12	浄化槽の定期検査受検率向上への取組み	環境業務課	<p>本市内では、ほとんどの区域が下水道公示区域であるため、下水道部局と連携して、浄化槽の維持管理や下水道接続についての規定を十分に説明し、下水道接続指導とあわせて定期検査受検指導を行い、受検率向上に繋げる。</p> <p>また、広報やホームページによる啓発に加え、定期検査受検について個別に通知文書を送付し、啓発を強化した。</p> <p>送付件数 平成30年度 1702件(北区・南区) 定期検査受検率 平成29年度 9.6% 平成30年度 11.1%</p>	<p>昨年度に引き続き下水道部局と連携して、浄化槽管理者に対し浄化槽の維持管理や下水道接続についての指導啓発を実施し、下水道接続指導とあわせて定期検査受検指導を行い、受検率向上に繋げていく。</p> <p>また、広報やホームページによる啓発に加え、定期検査受検について個別に通知文書を送付し、啓発を強化する。</p> <p>送付件数 令和元年度 約1800件(予定・中区)</p>
13	害虫に対する市民理解の高揚と自主的な予防・防除行動の促進への取組み	生活衛生センター	<p>害虫の発生には季節性や周期性がある中で、市民相談の大半は、虫の発生後にその恐怖や不快から回避するために寄せられる。そのため本所の啓発指導も常に受動型とならざるを得なかった。</p> <p>今後は、市民相談件数の削減を目標に、虫の発生期を見据え種族の特性に応じた生態や対処方法に関する戦略的・能動的な情報発信を強化し、害虫への市民の理解と自主防除意識の高揚を図る。</p>	<p>各害虫の発生期を見据え、生態や対処方法などを市民に事前周知することで、害虫に対する市民理解の高揚と、自主的な予防・防除行動を促進するため、次の取組みを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新たな取組として、各区役所での「ハチ発生初期相談会」、スーパーなどの「害虫街頭相談会」、蚊防除活動の薬剤配布時にハチ初期啓発を連動して実施するのをはじめ、「出前講座」を拡充するなど能動的啓発を推進する。</li> <li>②各区役所での実践新規相談会を実施し、地域実践活動参加団体の拡充を図る。</li> <li>③市民通報に対する訪問調査回数をできるだけ増やし、フェース・トゥ・フェースを基本とした市民目線に応じた啓発を実施する。</li> <li>④経年の市民対応実績を踏まえ、効果的な啓発の実施時期を逸しないよう、広報への記事掲載やホームページの適宜更新を実施する。</li> <li>⑤パソコンや携帯端末の利用が苦手な市民に対しては、自前で作成したチラシを区民情報コーナーなどに配架する。</li> <li>⑥センター訪問者については、市民啓発コーナー『むしむしランド』への入室を積極的に案内し、職員応対による分かりやすい啓発を行う。</li> </ul>